高圧ガス保安法抜粋

第62条　［略］

第79条の3　（略）第62条第１項（略）の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。（略）

第83条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四　第35条第１項又は第62条第１項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第58（第98条関係）

［略］

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

［略］

様式第59（第98条の２関係）

［略］

（都道府県知事／指定都市の長）＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

備考　１　［略］

２　×印の項は記載しないこと。

３　［　］内は該当する一機関名を記載すればよい。

４　［略］

様式第60（第98条の２関係）

［略］

（都道府県知事／指定都市の長）＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

第　2　頁

高圧ガス保安法抜粋

第62条　［略］

第83条　次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四　第35条第１項又は第62条第１項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第58（第98条関係）

［略］

都道府県知事　殿

［略］

様式第59（第98条の２関係）

［略］

都道府県知事＿＿＿＿＿＿印

産業保安監督部長　殿

備考　１　［略］

２　×印の項は記載しないこと。

３　［略］

様式第60（第98条の２関係）

［略］

都道府県知事＿＿＿＿＿＿印

産業保安監督部長　殿